

仕 様 書

1 業務名

新型コロナウイルス感染症患者搬送業務委託（介護タクシー）

2 委託期間

令和4年4月1日から令和4年9月30日まで

3 事業の概要

受注者は、発注者からの連絡に基づき、新型コロナウイルス感染症陽性患者又は新型コロナウイルス感染症陽性疑い者（以下「患者等」という。）の人権に配慮しながら、感染拡大防止に十分留意した上で、発注者が指定する場所から発注者が指定する場所へ患者等を搬送する。

4 業務内容

- (1) 発注者は、搬送を依頼する患者等の住所、氏名及び連絡先並びに搬送先及び搬送先への到着時刻を受注者に電話及びメールで伝達する。
- (2) 受注者は、発注者から患者等の搬送の依頼を受けたときは速やかに、発注者が指定した場所へ出向き、指定した人数の患者等を車両に乗車させ、指定した場所まで搬送する。この場合において、搬送先への到着時刻が決められているときは、その時刻までに搬送すること。
- (3) 受注者は、患者等の搬送終了後、速やかに発注者に対して終了した旨を電話で報告する。
- (4) 受注者は、患者等の搬送終了後、速やかに搬送した車両の消毒を行う。
- (5) 患者等の搬送に使用する車両は、受注者が用意する。

5 契約方法

搬送料金の単価契約とする。

6 委託料

- (1) 委託料は、1か月間の実績をもって支払う。
- (2) 受注者は、月末締めで請求書を作成し、翌月10日までに発注者に提出する。
- (3) 受注者は、高速道路代、駐車場代及び酸素貸出料は実費精算とし、実費が発生したときは、月毎の委託料の請求時にその月に支払った実費を証する書類（領収書）を添えて請求するものとする。
- (4) ガソリン代、車両整備費等の受注者の車両に係る諸経費は、受注者の負担とする。
- (5) 受注者が所有する、車椅子、ストレッチャー等の機材を使用した際に費用が発生する場合は、必要に応じて発注者と発注者とが別途協議するものとする。

7 保険加入等

- (1) 受注者が使用する車両については、自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入すること。任意保険については、次のとおりの補償内容を必須とする。
 - ア 対人賠償無制限
 - イ 対物賠償無制限
 - ウ 搭乗者傷害1人当たり1億円
- (2) 車椅子、ストレッチャー等の機材の使用時その他の業務遂行時に発生する事故に対応する損害保険に加入すること。
- (3) 契約にあたって、各保険証書の写しを提出すること。

8 その他

- (1) 受注者は、患者等の搬送に使用する車両を1台用意すること。
- (2) 受注者は、使用する車両に、運転席と患者席の間に隔壁を設け、座席をビニールシートで被うなどして、万全な感染防止対策を講じること。
- (3) 受注者は、事故防止等に万全を期し、安全かつ迅速に本業務を実施するものとする。また、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の関係法令を厳守しなければならない。
- (4) 介護を要する患者等を搬送することがあるため、患者等を搬送する車両を運転する者は、介護職員初任者研修課程修了若しくは訪問介護員2級養成研修課程修了の者又はこれら2つの課程の修了者よりも介護に関する上位の資格を有する者とする。
- (5) 受注者は、本業務遂行中に事故等の異常の事態が発生したときには、速やかに発注者へ報告するものとする。
- (6) 本業務の遂行中、生じた事故に対しては、受注者がその一切の賠償の責を負うものとする。
- (7) 本業務の遂行中、受注者が故意又は過失により発注者又は第三者に損害を与えた場合、その一切の賠償の責を受注者が負うものとする。
- (8) 業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務が終了した後も同様とする。特に、個人情報の取扱いについては、千葉県個人情報保護条例等の規定を遵守するとともに、細心の注意を払うこと。
- (9) 防護服は、発注者が1日1台当たり1枚を受注者に用意するものとする。
- (10) 受注者が本件業務において使用した防護服は、受注者が密封した状態で千葉県保健所に持ち込み、発注者が廃棄処分する。
- (11) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者とで協議することとする。